

関西支部運営要綱

1. 日本労働ペンクラブ規約に基づいて、関西在住または在勤の会員をもって関西支部を結成し、本部規約に準拠した活動を行う。
 - (1) 支部事務所は、支部総会において支部代表が指定する場所に置く。
 - (2) 関西支部は大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の2府4県在住または在勤の会員で構成される。

ただし、支部会員は、他の行政区域に転出または転勤する場合であって、関西支部に所属を希望する会員を支部代表が承認した場合を含むものとする。
 - (3) 次の役員を置くことができる。

役員は代表1名、代表代理1名、事務局長1名、2府4県から幹事若干名、会計監事1名をもって構成する。
 - (4) 役員の職務は次のとおりとする。
 - ① 代表は支部を代表する。
 - ② 代表代理は代表を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
 - ③ 事務局長は支部の事務を統括する。
 - ④ 幹事は、幹事会で決定した会務を執行する。
 - ⑤ 会計監事は、支部の会計を監査し、定期総会に会計監査の結果を報告する。会計監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。
 - (5) 支部に顧問を置くことができる。
2. 支部の財務及び事業は当面次のとおりとする。
 - (1) 支部会費は特に徴収しない。支部財政は本部から還付される事務費と、事業の都度必要に応じて徴収する臨時会費または参加費をもってまかなう。
 - (2) 支部の事業として、次の活動を行なう。
 - (a) 支部会員の交流と親睦のため、毎年、定期総会の他に、年1・2回程度の定例会・見学を含む懇親会、『支部通信』の発行を行なう。定例会・見学・懇談会は、2府4県の地域で、企画する。
 - (b) 東京あるいは他の地域の会員が、講演・取材等で関西に立ち寄る機会に、昼食会・夕食会等の交流の機会を持つために本部との連絡の上、会を開く。
 - (c) 海外の専門家が、関西を訪れた際に、国際交流の機会を持つ。
 - (3) 交流の場を広げるために、会員の拡大に努める。

1991年10月20日	支部結成総会採択
2005年2月12日	支部総会で一部改正
2013年7月20日	支部総会で一部改正
2017年6月4日	支部総会で一部改正
2018年2月10日	支部総会で一部改正
2020年2月9日	支部総会で一部改正
2023年2月18日	支部総会で一部改正